

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年5月18日

鳥取県知事 平井伸治

— 43 —

鳥取県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例

（鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(本人確認情報を利用することができる事務)	(本人確認情報を利用することができる事務)
第2条 法 <u>第30条の15</u> 第1項第2号に規定する条例で定める事務は、	第2条 法 <u>第30条の8</u> 第1項第2号に規定する条例で定める事務は、

次に掲げるものとする。

(1)～(22) 略

(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)

第3条 法第30条の15第2項に規定する条例で定める執行機関は、監査委員とし、同項に規定する条例で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。

(他の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第4条 法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該提供を受ける執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(本人確認情報の開示に係る費用負担)

第5条 法第30条の32第2項本文の規定により本人確認情報の開示を受ける者は、書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

次に掲げるものとする。

(1)～(22) 略

(本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務)

第3条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務は、監査委員の地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。

(知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第4条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の本県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の本県の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）とする。

2 審議会は、法第30条の40第2項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第5条 法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）とする。

2 審議会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議することができる。

3 審議会は、前項の事務を行うため必要があると認めるとときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料)

第6条 法第30条の10第4項の規定に基づき同項に規定する情報提供手数料（以下「情報提供手数料」という。）を同条第1項に規定する指定情報処理機関（以下「指定情報処理機関」という。）にその収入として收受させる場合における当該情報提供手数料の額は、指定情報処理機関が行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供に要する費用を当該本人確認情報の提供の見込件数で除して得た額を基礎として指定情報処理機関が定める。

2 前項の場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、情報提

供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担)

第7条 法第30条の37第2項の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(役員の住所又は居所を証する書面)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、知事が当該役員に係る本人確認情報（<u>住民基本台帳法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。</u>）を利用する場合は、前条の申請書には、第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。</p>	<p>(役員の住所又は居所を証する書面)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、知事が<u>住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により</u>当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び<u>同法第30条の7第5項の規定により</u>他の都道府県の知事（<u>同法第30条の10第1項の規定により</u>同項の指定情報処理機関に行わせている場合にあっては、当該指定情報処理機関）から当該役員に係る本人</p>

確認情報の提供を受ける場合は、前条の申請書には、第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第3条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県個人情報保護審議会	略 (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第30条の40第2項</u> に規定する事項	鳥取県個人情報保護審議会	略 (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第30条の9第2項</u> に規定する事項
略		略	

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。